

財務諸表に対する注記（箱田苑拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし。
- (2) たな卸資産の評価基準および評価方法
購入代価に購入直接費（取引運賃・荷役費・運送保険料・購入手数料・その他の取引費用）を加算した額です。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
定額法による減価償却を実施しています。
- (4) 繰延資産の処理方法
該当なし。
- (5) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準
該当なし。
- (6) 引当金の計上基準
退職共済制度に加入しています。
職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積もり、退職給付引当金に計上しています。
- (7) 収益および費用の計上基準
法令及び定款並びに本規程に定めるもののほか、社会福祉法人会計基準によるものとしています。
- (8) その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

各拠点区分の決算数値に基づき、経理規程第4条第2項に規定する財務諸表及び第3項に規定する付属明細書並びに財産目録案を作成し、理事長に提出します。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 採用する退職給付制度

全国社会福祉協議会退職共済制度に加入しています。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりになっている。

- (1) 拠点財務諸表(資金収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表・財産目録)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(資金収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表・財産目録)
- (3) 拠点区分事業活動明細書(資金収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表・財産目録)
- (4) 当拠点区分におけるサービス区分の内容

- ア 本部
- イ 特別養護老人ホーム箱田苑
- ウ 箱田苑短期入所生活介護
- エ 在宅支援センター箱田苑
- オ グループホームさつき